

港区保育室

みなとくしろかねさんちようめほいくしつ  
港区白金三丁目保育室

## 入園のしおり

(兼 重要事項説明書)

Shirokane3chome Hoikushitsu

Guide Book



令和7年度

## 児 童 憲 章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境の中で育てられる。

## 児 童 福 祉 法（抜粋）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### 保育園とは

家庭で子どもを保育できない時に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。生後3か月（産休明け保育を行っている園もあります）をすぎた翌月の1日から小学校就学までの子どもをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人一人の子どもの個性を大切に、集団生活を通して心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

#### <保育所保育指針>

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。

（平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号 平成三十年四月一日から適用）

#### <全体的な計画>

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点でたてられた計画。

## 目次

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1 保育園(保育室)の概要             | 4P      |
| 2 嘱託医                     | 7P      |
| 3 開園日及び休園日                | 7P      |
| 4 開園時間・保育時間               | 7P      |
| 5 利用者負担金                  | 8P      |
| 6 利用の変更及び終了について           | 8P      |
| 7 保育の提供にあたり               | 9P      |
| 8 職員の資質の向上にむけて            | 9P      |
| 9 保育業務支援システム「コドモン」について    | 10P     |
| 10 個人情報保護に関する事項           | 10P     |
| 11 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防について | 12P     |
| 12 保育園での冷凍母乳の取扱いについて      | 12P     |
| 13 性被害防止対策カメラについて         | 12P     |
| 14 特別事業                   | 12P     |
| 15 臨時休園について               | 13P     |
| 16 注意事項                   | 14P     |
| 17 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口    | 15P     |
| 添付 登降園管理システムの利用方法         | 16P     |
| 添付 QRコードによる登降園記録について      | 17P     |
| 18 保育園の主な行事               | 18P     |
| 19 保育園の一日                 | 19P     |
| 20 給食                     | 20P     |
| 21 健康管理                   | 23P     |
| 添付 登園届                    | 27, 28P |
| 添付 保育園での与薬について            | 30P     |
| 22 利用者に対する保険・保障について       | 31P     |
| 23 緊急時・非常災害対応             | 32P     |
| 添付 臨時休園及び運営再開基準           | 36P     |
| 24 指定管理(委託)会社の概要他         | 37P     |
| 25 港区平和都市宣言               | 38P     |

☆現在、港区が設置している保育施設には、次のものがあります

|           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| ○区立認可保育園  | 国が定めた設置基準を満たし、区長に認可された施設                       |
|           | ●港区が設置・運営を行っている施設                              |
|           | ●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設                        |
| ○区立認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持った施設                          |
|           | ●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設                        |
| ○港区保育室    | 港区の独自設置のため、認可は受けませんが、入園の決定・保育料・保育内容は区立認可保育園と同様 |
|           | ●区が設置し運営を委託している施設                              |



# 1 保育園の概要

港区白金三丁目保育室

(開設日 2018 年 11 月)

住所 〒108-0072 港区白金 3 丁目 7 番地 1 3

TEL (6455) 7171 FAX (6455) 7272

○港区が独自に設置し、運営を委託している施設です。

<指定管理先・委託先>

株式会社 アソシエ・インターナショナル 本社事務局

住所 東京都目黒区目黒 3-11-3 3F

TEL 03-3711-3900

## 保育理念・保育方針

アソシエの約束

〔子ども〕

子ども一人ひとりの心に寄り添い、生きるよろこびと生きる力を育む。

〔保護者〕

楽しくも大変な子育ての負担を理解し、「ホッ」とできる空間とサービスを提供する。

〔社員〕

チームアソシエとして一人ひとりが力を発揮し、いきいきと働きつづけられる環境をみんなでつくる。

〔地域・社会〕

感謝の気持ちを持って地域の方たちとのつながりを大切にし、共に育ち合う。

## 保育目標

- ◆ 生き生きと遊ぶ子ども
- ◆ 思いやりのある子ども
- ◆ たくましくて丈夫な子ども
- ◆ 自分で考えて行動する子ども

### (1) 入所児童定員

| 年齢   | 0 歳児     | 1 歳児     | 2 歳児    | 3 歳児      | 4 歳児     | 5 歳児     | 定員<br>計 |
|------|----------|----------|---------|-----------|----------|----------|---------|
| 組名   | ひよこ<br>組 | うさぎ<br>組 | ぞう<br>組 | らいおん<br>組 | こあら<br>組 | ぱんだ<br>組 |         |
| 児童定員 | 3 名      | 5 名      | 6 名     | 10 名      | 10 名     | 5 名      | 39 名    |

### (2) 職員の職種及び定数

| 園長  | 保育士<br>(副園長、主任含む) | 事務員 | 看護師 | 保育員<br>(非常勤) | 栄養士・調理員 |
|-----|-------------------|-----|-----|--------------|---------|
| 1 名 | 10 名              | 1 名 | 1 名 | 1 名          | 2 名     |

\*港区の職員配置基準に基づいています。

#### <各職種の勤務体系>

|         |        |                       |
|---------|--------|-----------------------|
| 園長      | 正規勤務時間 | 9 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分 |
| 保育士     | 正規勤務時間 | 7 時 0 0 分～2 0 時 1 5 分 |
| 事務員     | 正規勤務時間 | 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 |
| 看護師     | 正規勤務時間 | 8 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分 |
| 栄養士・調理員 | 正規勤務時間 | 8 時 0 0 分～1 7 時 3 0 分 |

\*ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。

\*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### (3) 施設・設備

#### <施設>

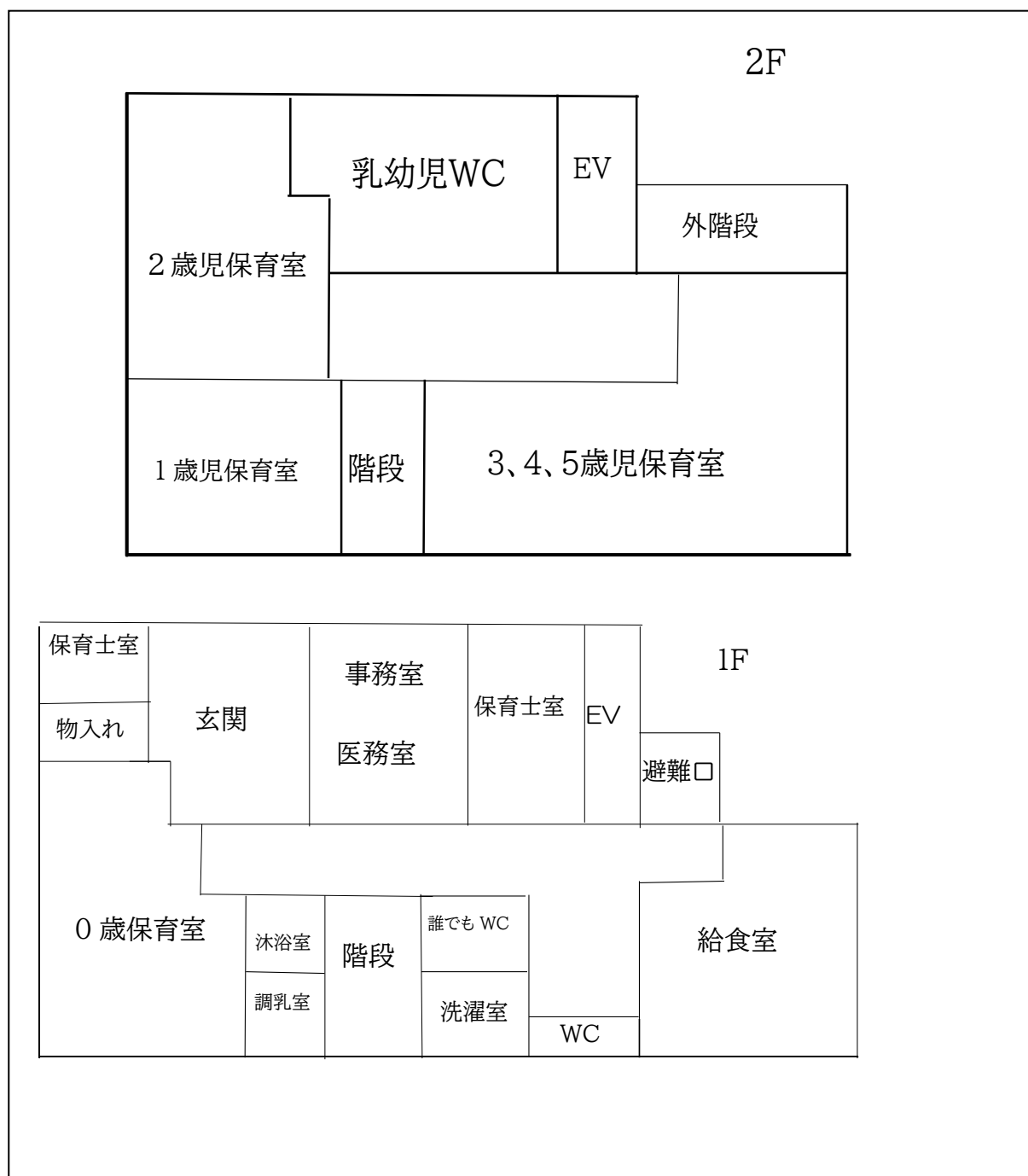
| 敷地 | 敷地全体 |                       | 園舎 | 構造   | R C 構造                |
|----|------|-----------------------|----|------|-----------------------|
|    |      | 376.52 m <sup>2</sup> |    |      |                       |
|    | うち園庭 | - m <sup>2</sup>      |    | 延べ面積 | 409.20 m <sup>2</sup> |

#### <主な施設内容>

| 内容           | 部屋数 | 備考                                                               |
|--------------|-----|------------------------------------------------------------------|
| 乳児室          | 1 室 | 0 歳児保育室（ひよこ組）                                                    |
| 調乳室          | 1 室 | 0 歳児保育室内                                                         |
| 沐浴室          | 1 室 | 0 歳児保育室内                                                         |
| 保育室          | 3 室 | うさぎ組（1 歳児クラス）ぞう組（2 歳児クラス）、<br>幼児保育室（3 歳児らいおん組/4 歳児こあら組/5 歳児ぱんだ組） |
| 遊戯室<br>(ホール) | 1 室 | 運動遊び兼幼児午睡室                                                       |
| 調理室          | 1 室 | 調理員休憩室・トイレを含む                                                    |
| トイレ          | 3 室 | 1 階、2 階                                                          |
| 洗濯室          | 1 室 | 1 階                                                              |
| 教材室          | 1 室 | 1 階、教材室兼ロッカー室                                                    |
| 保育士室         | 1 室 | 1 階、休憩室                                                          |
| 事務室          | 1 室 | 事務室兼医務室                                                          |

\*保育室の広さ等は、国、都及び港区の基準に基づいています。

<園舎図>



## 2 嘱託医

<当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています>

### (1) 内科医

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 医療機関の名称 | カピバラあかちゃん子どもクリニック      |
| 医 院 長 名 | 瀧本 浩幸                  |
| 所 在 地   | 港区白金 1-26-4 アイム白金高輪 1F |
| 電 話 番 号 | 03-6277-3008           |

### (2) 歯科医

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 医療機関の名称 | サンヒルズ歯科クリニック             |
| 医 院 長 名 | 菅野 均                     |
| 所 在 地   | 港区三田 5-11-10 サンヒルズビル 2 階 |
| 電 話 番 号 | 03-3456-0418             |

## 3 開園日及び休園日

開園日 月曜日から土曜日

休園日 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

## 4 開園時間・保育時間

7時15分～20時15分（土曜日は18時15分）

### (1) 保育標準時間認定による保育時間

7時15分～18時15分までの範囲内で保育を必要とする時間です。

（就労証明書の勤務時間＋通勤時間とし、当園との話し合いで決定します。）

なお、保護者がお休みの場合は基本保育時間（9時～17時）です。

### (2) 保育短時間で認められた保育時間

9時～17時までの保育で最長8時間です。超過した場合には、別途延長保育料が必要です。

### (3) 延長保育（保育標準時間認定の方が対象です。）

満1歳の誕生日を迎えた子ども（完了食になってから）を対象として、保育標準時間認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

\*実施日時 月曜日から金曜日まで 18時16分～20時15分

\*申込み1か月前から当日17時15分まで

（当日登園後は電話のみ受付可、コドモンでの申し込みはできません。）

\*1時間単位で別途料金がかかります。

\*キャンセルの場合には当日17時までに連絡をしてください。

\*延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方（父母のどちらか）にお願いします。（事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。）

\*当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態（交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等）が起き、保護者以外の方になる時は、保育園に連絡

をしてください。

＊交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

(5) 土曜保育（7時15分～18時15分）

土曜日に保護者が就労で保育が難しい時は、園でお預かりします。恒常的に土曜勤務の勤務形態で、すでに就労証明書を区へ提出している方以外は、基本、先に土曜就労証明書の提出が必要です。

(6) 慣れ保育について

入園直後の保育時間は、子どもの負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

## 5 利用者負担金

(1) 保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。

給食費は、区立保育園及び港区保育室に通う子どもについては無償です。

(2) 延長保育料

延長保育料は翌日初めに現金または PayPay の QR コード決済でお支払い頂きます。

## 6 利用の変更及び終了について

(1) 変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいの地区の総合支所区民課へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。（各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。）

(2) 終了

当園は以下の時に保育の提供を終了いたします。保護者は退園届の提出が必要です。

①幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園する時。

（二重在籍はできません。）

②退職等により家庭で保育できるようになった時。

③区外に転出し、区内に勤務地がない時。

④3か月を超えて保育園を休む時。（ただし、在園児の病気やけがなど、又は弟や妹の出産を伴う休園をする時を除く。）

⑤月初から月末までに、保護者のどちらかが在園児の育児休業を再び取得する時。

※そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が起きた時は、すぐにお住まいの各地区総合支所へ連絡してください。

## 7 保育の提供にあたり

- ・保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。  
(養護とは) 子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助けることです。  
(教育とは) 知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味関心を引き出すことです。
- ・保育の提供については、保育所保育指針、全体的な計画(P.3 参照)をもとに、子どもの発達を見通した長期的な指導計画(年間・月)と、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的(週・日)な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施していきます。
- ・一人一人の違いを大切にし、子ども自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。
- ・一日の生活リズムや在園時間の異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
- ・長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携を密に図っていきます。
- ・日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
- ・多様な文化や価値を背景にもつ子ども及び保護者が安心して園生活が送れるよう、それぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。
- ・乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点(健やかにのびのび育つ)、社会的発達に関する視点(身近な人と気持ちを通じ合う)、精神的発達に関する視点(身近なものに関わり感性が育つ)の3つの視点で保育を構成しています。
- ・幼児クラスでは「架け橋期のカリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、小学校へ円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の保育園や幼稚園・小学校と積極的に連携を図ります。
- ・保育園では、児童の安全確保のために「安全計画」を作成し、施設の設備等の安全点検や園外活動等を含む保育活動や取組等における職員や児童に対する指導、職員への各種訓練や研修等を行っています。

## 8 職員の資質の向上にむけて

- ・保育の計画(Plan)、実践(Do)、評価(Check)、改善(Action)というPDCAによって、保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・保育園職員は、毎年自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区の研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めています。
- ・保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、

信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの人格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられており、港区子ども家庭総合支援センターと常に連携しています。

## 9 保育業務支援システム「コドモン」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質の向上のため、保育業務支援システム「コドモン」を使用しています。保育業務支援システム「コドモン」（以下「コドモン」という）は港区が株式会社コドモンと契約を行い運用しています。

保護者の方には「コドモン保護者アプリケーション」をダウンロードしていただき、株式会社「コドモン」の利用規約に同意の上、利用していただく必要があります。

保護者アプリの利用に際し、入力される個人情報等の情報やデータについては、株式会社コドモンが取得し、管理することになります。

保護者アプリを利用された情報等については、保育園と本システムを通してコミュニケーションをされたものに限り、保育園が本システムを通じて取得し管理します。

システムの利用にあたり、スマートフォン、パソコン等の通信料は自己負担となります。コドモン保護者アプリの操作方法やご要望等については、アプリ内「お問い合わせ」フォームよりお問合せください。連絡帳等の投稿コンテンツは、一定期間経過後に通知があった上で削除される場合もあります。

コドモンで使用する機能は「登降園管理」「お知らせ」「アンケート」「連絡帳（0.1.2歳児クラス）」「保護者連絡」「成長記録」「資料室（保育園のしおり兼重要事項説明書などの資料データを格納）」「写真共有・販売」です。

## 10 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「港区個人情報の保護に関する法律（保護法）」、「港区情報安全対策指針」及び「港区個人情報取扱指針」に基づき適切に管理します。

- （１）保育園はお子さんの個人情報について、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上でお子さんの園生活において、名前や写真を必要に応じて利用します。具体的な使用は次のとおりです。

- ① 子ども一人が使う場所や物
- ② 誕生児紹介・子どもの作品
- ③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙など
- ④ 保育の記録
- ⑤ ドキュメンテーション

- （２）休日保育、年末保育を利用する時、他の保育園へ転園する時及び子どもの兄弟が別の施設に在籍する時などにおいて、他の施設や関係機関との間で必要な連絡調整や情報の提供を行います。

- (3) 保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について  
保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付すること」と定められています。園は年長児（5歳児クラス）の子どもについて「保育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。
- (4) 緊急時において、病院、港区子ども家庭総合支援センター、その他の機関に対して必要な情報提供を行います。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第15条に基づく調査を行う場合に、名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染症の発生した周辺状況の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し感染拡大の防止に役立てるものです。
- (6) 職員の守秘義務について  
職員または職員であった者は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。在職の全職員については、年1回以上の研修を通して意識の強化を図っています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。
- (7) 保育園での写真等の撮影や情報管理について
- ① 保育園では、日常の保育を記録するために写真や動画を撮影しています。
  - ② 保育の記録は、日常の様子を紹介する以外に、研修、区が運営するホームページやSNS、広報誌等に利用する場合があります。利用にあたっては、個人が特定されないよう十分に配慮し、適切に管理します。
  - ③ 保育参観・保育参加では、写真や動画撮影をお断りしています。子どもとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いします。
  - ④ 誕生会、運動会、発表会など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。
  - ⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。
  - ⑥ 園内及び園の行事などで撮影した写真や動画を、SNSなどで使用することはおやめください。個人情報を拡散して事件になった場合、「個人情報保護法違反」に問われる可能性があります。十分にご注意ください。
  - ⑦ 保育園は、毎日の保育の様子を伝えるため、園で撮った保育の記録写真を使ったドキュメンテーションを作っています。
  - ⑧ 保育の記録写真は、コドモンで配信します。写真の配信で子どもの姿や園での様子を見ることができます。また、配信した写真をコドモンアプリ内で購入することもできます。
- 上段の⑥同様、親戚内及び他者とのデータの管理ややり取りについても、十分に注意してください。

## (8) 保有個人情報開示等請求制度について

「個人情報の保護に関する法律（保護法）」に基づく保有個人情報開示等請求制度で、区民等の皆さんは、港区が保有する自己の個人情報の開示、訂正、削除や利用停止を請求することができます。

開示を請求する場合の窓口は、在籍する保育園がある総合支所の所管課となります。

## 1 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について

保育園では、保育士などが睡眠中の子どもの姿勢や顔色、呼吸状態の観察を行い、異常の早期発見に努めています。併せて、0歳児クラスでは、乳幼児体動センサー「シエスタベベ」を活用しています。



## 12 保育園での冷凍母乳の取扱いについて

1歳の誕生日前日までの子どもで、母乳育児を希望する時は、直接授乳の推奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望する時は、安全に提供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取りと預かりの手順、きまりを伝えます。

冷凍母乳は、適切な衛生管理のもと細心の注意を払って取り扱います。しかし、母乳は血液と同じ体液であり、「違う子どもに冷凍母乳を授乳する」などの誤授乳が起こった時は、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった時は、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

## 13 性被害防止対策カメラについて

区立保育園等における子どもの性被害を防止するための対策として、記録カメラを設置・運用しています。性被害が疑われた場合や警察等から照合があった場合のみ、内容を確認します。

## 14 特別事業

### (1) 保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験していただきます。子どもが日常的に過ごしている保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園が一緒に子育てをしていきます。（保育参加・保育参観・夏祭り・運動会など）

### (2) 障害児保育

心身に障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの健やかな発達を促すことを目的とした保育をします。

また、心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、保育のアドバイスをしています。

### (3) 病児・病後児保育

#### ①病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などで集団保育が難しい期間、港区病児保育室・病後児保育室にてお預かりします。

#### ②訪問型病児・病後児保育 利用助成制度

在園児が病気のために登園が難しい時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用にかかる費用の一部を助成する制度があります。

### (4) 休日保育

休日に保護者が就労などの理由で保育が難しい時は、下記の指定園にて保育します。保育が必要な方は、利用希望日の前月の1日から9日前までに実施園へ電話で予約し、申し込んでください。

(実施園) ①神明保育園 5733-6822      ②たかはま保育園 5781-0255  
③しばうら保育園 5232-1130    ④東麻布保育園 3584-3811  
⑤芝浦アイランドこども園 5443-7337  
⑥元麻布保育園 5422-7338      ⑦神応保育園 5422-6363

(申込み) 必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事項を記載の上、当園に提出してください。また、電子申請も可能です。

### (5) 年末保育

年末(12月29日、30日)に保護者が就労で保育が難しい時は、区立保育園の拠点園で一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法は、毎年11月上旬に別途お知らせします。

### (6) 地域子育て支援

#### ①保育園であそぼう(子育てサロン)

家庭で子育てをしている親子を対象に、園児や職員と一緒に遊ぶ場の提供や、給食試食会、子育て相談などを行っています。(各園のホームページなどでお知らせしています。)

#### ②子育て相談電話

家庭で子育てをしている方からの相談に電話でお応えしています。

#### ③園庭開放

家庭で子育てをしている親子に遊び場を提供しています。

## 15 臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。※詳細は、P.35「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後3時までに決定し、保育園から『緊急メール配信サービス』で知らせします。

## 16 注意事項

- \* 保育園には毎朝 9 時 30 分までに登園しましょう。また体調不良や都合で休む時、登園が遅れる時も 9 時 30 分までに連絡をしてください。連絡がない時は、所在確認のため園から電話をします。
- \* 登園・降園の時には、保育士と子どもの様子や連絡事項を伝え合ってください。また、登降園管理システムで登降園時間の記録をしてください。
- \* 子どものけがや熱が出た時などは「勤務状況届及び園児引取り者名簿」を基に、保護者へ電話をします。急な迎えが必要な場合を考え、普段からどうするかを確かめておきましょう。
- \* 感染症にり患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防ぐため、区の定めた基準に従った上で登園してください。  
しおり P.22～28 を参照に医師の指示を聞いてください。また保育園には、必ず連絡をしてください。
- \* 緊急メール配信サービスやコドモンで配信されるお知らせや園内の掲示物は必ず確認してください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。
- \* 保護者以外が迎えの時にはあらかじめ連絡の必要があります。安全確保のため、連絡のない時には確認の電話をします。
- \* 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、乗降時も子どもの安全に気を付けてください。通行の妨げや安全面の問題から路上駐車や乗降、タクシーを待たせる等の行為はしないでください。
- \* 交通安全については、十分ご注意ください。
- \* 自転車で送迎する時には次のルール・マナーを守って使用してください。
  - ① ヘルメットを被る。
  - ② 幼児座席を取り付け、子どもの足が巻き込まれないようにする。
  - ③ 自転車に子どもを乗せたまま離れないようにする。
  - ④ 自転車を停める時は、置いてよい場所か確かめ、周囲に十分注意する。(自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる場合があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より)
- \* 登降園に子どもが、キックボードや子ども用自転車、三輪車等を利用することは、通行の妨げや安全面の問題から行わないでください。
- \* 園内のバギー置き場は場所が限られています。たくさんの人が使いやすいように、バギーは、たたんで利用してください。
- \* 園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。
- \* 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、活動はしないでください。

## 17 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

保育園以外にも、保育園や子育てに関する相談ができる窓口があります。困っていることがありましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育園の運営や<br>建物管理に関すること             | <p>園内相談窓口      主任<br/>園内相談解決責任者   園長</p> <p>●保育園を所管している<br/>各総合支所管理課施設運営担当<br/>(芝 3578-3135) (麻布 5114-8811) (赤坂 5413-7014)<br/>(高輪 5421-7067) (芝浦港南 6400-0033)</p> <p>●委託事業者相談窓口<br/>株式会社 アソシエ・インターナショナル 本社事務局<br/>Tel03-3711-3900</p> <p>●保育課運営支援係      (3578-2848)</p> |
| 不適切な保育が<br>疑われる時                  | <p>●有限会社 子ども総合研究所 </p> <p>●子ども政策課子ども施設指導係 (3578-2852)</p>                                                                                                                              |
| 保育園の入園や認定等<br>に関すること              | <p>●お住まいの住所地を管轄している、各総合支所区民課保健福祉係<br/>(芝 3578-3161)      (麻布 5114-8822) (赤坂 5413-7276)<br/>(高輪 5421-7085) (芝浦港南 6400-0022)</p> <p>●保育課保育支援係      (3578-2441)</p>                                                                                                         |
| 子育てに対する不安や<br>悩みに関すること            | <p>●港区立子ども家庭支援センター (5962-7215)<br/>(港区子ども家庭相談ダイヤル) (5962-7202)<br/>(心理士・保健師の専門相談)</p> <p>●港区児童相談所      (5962-6500)</p> <p>●港区立児童発達支援センター ぱお (6277-3106)</p> <p>●港区みなと保健所地域保健係 (6400-0084)</p>                                                                            |
| 児童虐待に関する相談                        | ●港区児童相談所 (0120-483-710) (港区児童虐待相談ダイヤル)                                                                                                                                                                                                                                   |
| 就学に関する手続き<br>特別支援に関する相談<br>(就学相談) | <p>●学務課学事係 (3578-2726～2729)</p> <p>●教育人事企画課特別支援教育担当 (5422-1543)</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 受付方法                              | <p>① 受付窓口への直接のお申し出</p> <p>② 電話での申し出</p> <p>③ ご意見BOX・広聴はがき<br/>(園内設置・匿名可)</p> <p>④広聴メール (港区ホームページから入れます)</p>                                                                                                                                                              |

## 登降園管理システムの利用方法

区立認可保育園では、登降園管理システムを用いたQRコードの読み取りにより、登降園管理を実施します。また、延長保育利用料金につきましても、同様となります。下記のとりの利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 延長保育利用対象者および利用料金

| 延長保育利用者                                 | ワンモア、スターライト利用者                                                    | 遅延者等                                                                     |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 午後6時16分～<br>・ 仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方 | 午後7時16分～<br>・ 仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方                           | ・ 延長保育の利用申込をしないでお迎えが午後6時15分を過ぎた方<br>・ 短時間認定の方で午前9時から午後5時以外の時間に保育を実施した場合※ |
| ・ 1時間0円、200円400円です。(階層によって異なります。)       | ・ 1時間200円、400円、600円です。(階層によって異なります。)<br>・ スターライト実施園のみ最後の時間は45分です。 | ・ 1時間0円、200円400円です。(階層によって異なります。)<br>・ 午後7時16分以降はワンモア利用者の金額設定と同じになります。   |

※保育園の行事の都合で短時間認定の方が午前9時前に登園する場合は、延長保育料は発生しません。

#### 2 事前準備

延長保育の利用の有無に関わらず、お子さんを送迎される保護者の方には、ご自身のスマートフォンにコドモン保護者アプリをダウンロードしていただきます。保育園からお子さんのIDとパスワードをお渡しします（兄弟姉妹がいる場合はお子さんごとにお渡しします）。毎日の登降園時間は、QRコードの読み取りが打刻となりますので、必ず携帯していただくようお願いいたします。

#### 3 QRコードの利用

- ① 登降園時に、コドモン保護者アプリから「登降園打刻QRコード」を表示し、保育園に設置されているQRコードリーダーにかざしてください。兄弟姉妹が同じ保育園に通園している場合は、QRコードをかざすとQRコードリーダー画面にそれぞれのお名前が表示されますので、対象のお子さんのお名前をタップし、登録してください。
- ② ①のデータを基に毎月月末に利用料金を集計します。（ご希望の方には、延長利用料金の確認資料として納付証明書をお渡しいたします。）
- ③ 保育料を口座振替で納めていただいている方には、②で集計しました金額を別途、引き落としさせていただきます（翌月分の基本保育料と同一の日）。納付書で納めていただいている方には、延長保育料を翌月分の保育料に含めて納付書を作成し送付いたします。

※延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方（父母のどちらか）をお願いいたします。（事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。）尚、当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態（交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等）が起き、保護者以外の方になる場合は保育園にご連絡ください。

※交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

お問い合わせ先 保育課保育支援係 電話3578—2871

# QRコードによる登降園記録について

当園では、園児の送迎に際し、セキュリティーの向上と事務作業の省力化を図るためQRコードによる登降園管理システムを導入しています。

登降園時には予めコドモン保護者アプリをダウンロードし、アカウント登録をしたスマートフォンをお持ちください。



## QRコード打刻

登園/降園時に、打刻用端末にQRコードをかざしてください。



保護者アプリを開き、スマートフォンの画面にQRコードを表示します。

登降園入退室時にリーダーにかざします。兄弟姉妹がいない場合は、これで打刻完了です。



兄弟姉妹がいる場合は、QRコードをかざすと、ひもづけされた兄弟姉妹全員の名前が表示されます。欠席のお子様がいたらタップして、チェックをはずし「1人打刻」をタップすると打刻が完了します。

## タッチ打刻

画面下部の「手で打刻」をタップします。



クラスと園児の名前を選びます。次に入室・退室のいずれかを選択して「打刻する」をタップします。これで打刻が完了します。

兄弟姉妹がいる場合は、QRコード打刻と同様に操作します。

## 18 保育園の主な行事

\* 保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。

保護者参加の行事や保護者会は、園でのお子さんの姿を見たり知っていただき、育児の参考にしていただく内容となりますので、是非ご参加ください。

\* 詳細な日程につきましては「年間行事予定表」を、年度当初に配布しています。

また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合も有りますので、ご了承ください。

| 月  | 保育行事                                  | 健康・その他                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 入園・進級祝い会<br>(新入園児保護者参加)               | <健康関係><br>・身体計測 (毎月)<br><br>・健診<br>0 歳 月 2 回<br>1、2 歳 月 1 回<br><br>・全園児定期健康診断<br>(春・秋、年 2 回)<br><br>・歯科健診 (年 2 回)<br><br>・尿検査 (年 1 回)<br>3, 4, 5 歳児クラス<br><br>・視力検査 (年 1 回)<br>4, 5 歳児クラス |
| 5  | 遠足 (4.5 歳児) 【6 月に変更する可能性があります】        |                                                                                                                                                                                           |
| 6  |                                       |                                                                                                                                                                                           |
| 7  | 夏祭り (全クラス保護者参加)<br>七夕会<br>プール開き       |                                                                                                                                                                                           |
| 8  |                                       |                                                                                                                                                                                           |
| 9  | プール閉い                                 |                                                                                                                                                                                           |
| 10 | 運動会                                   |                                                                                                                                                                                           |
| 11 | バス遠足 (幼児クラス)<br>作品展                   |                                                                                                                                                                                           |
| 12 | 年末お楽しみ会                               |                                                                                                                                                                                           |
| 1  | 新年子どもの会                               |                                                                                                                                                                                           |
| 2  | 節分<br>生活発表会                           | <その他><br>・保護者会<br>(クラス毎、年 2 回)<br>・個人面談 (年 1 回)<br>・誕生会 (毎月)<br>・避難訓練・危機管理訓練 (毎月)                                                                                                         |
| 3  | ひな祭り会<br>卒園を祝う会 (5 歳クラス保護者参加)<br>お別れ会 |                                                                                                                                                                                           |

# 19 保育園の一日

(季節と成長に応じて、時間に多少変更があります。)

| 時間      | 0 歳児                 | 1、2 歳児    | 3、4、5 歳児               |
|---------|----------------------|-----------|------------------------|
| 7 : 15  | 《 順次登園 》             |           |                        |
| 8 : 30  | 《 遊び 》               |           |                        |
| 9 : 00  | 《 牛乳(2 歳児は 11 月まで) 》 |           | 水分補給                   |
| 10 : 15 | 授乳                   | 発達に合わせた   | 年齢に応じた遊びや              |
| 10 : 30 | 離乳食 (初期)<br>(中期)     | 小グループでの遊び | 異年齢のかかわり<br>戸外活動や様々な経験 |
| 10 : 45 | 離乳食 (後期)             |           |                        |
| 11 : 00 | 食事 (完了食)<br>(乳児食)    |           |                        |
| 11 : 30 |                      |           |                        |
| 11 : 45 | 午睡                   | 食事        |                        |
| 12 : 00 |                      |           | 食事                     |
| 13 : 00 |                      | 午睡        | 午睡                     |
| 14 : 15 | 授乳                   |           |                        |
|         | 離乳食 (初期)<br>(中期)     |           |                        |
| 14 : 45 | おやつ<br>(後期・完了・乳児)    |           |                        |
| 15 : 00 |                      | (めざめ)     | (めざめ)                  |
| 15 : 30 | 遊び                   | おやつ       | おやつ                    |
| 16 : 00 |                      | 遊び        | 遊び                     |
|         | 《 順次降園 》             |           |                        |
| 17 : 15 |                      |           |                        |
| 18 : 15 | 《 延長保育 》             |           |                        |
| 19 : 15 | 《 延長保育(ワンモア) 》       |           |                        |
| 20 : 15 |                      |           |                        |

## 20 給 食

子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼児期は特に、日々の活動も激しく、からだ小さくても多くの栄養を必要とします。

そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

### 給 食 の 目 標

- 食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
- 食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
- 皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。



### 保育園給食について

- (1) 給食は「昼食+おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
- (2) 乳幼児は咀嚼や消化吸収、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて 給食を提供しています。離乳食は、(初期) 5～6か月頃、(中期) 7～8か月頃、(後期) 9～11か月頃、(完了期) 12～18か月頃を目安にしています。
- (3) 保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は40%を目標としています。
- (4) 新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。
- (5) 乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。
- (6) 乳幼児の食事時間は30～40分を目安としています。

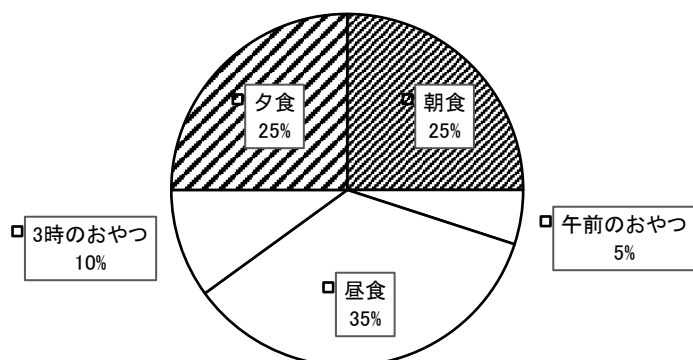
### 給食と家庭の食事

食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。

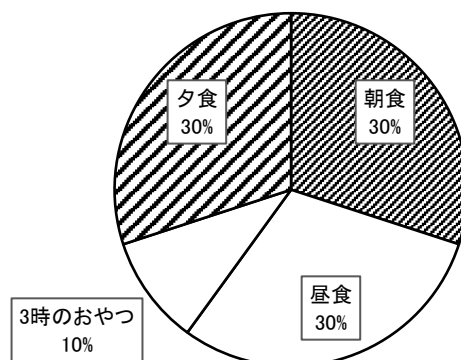
次ページの図は、1日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。(色塗部分が家庭での食事) 家庭の食事バランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

1～2歳児は、保育園で午前のおやつに牛乳(50ml)を飲みます。

1～2歳児



3～5歳児



※毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。

※毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。

※保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること（初摂取）がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

## \*一日の目安量

(単位：g)

| 働き               | 食 品    | 1～2 歳          | 3～5 歳           | めやす量                   |
|------------------|--------|----------------|-----------------|------------------------|
| 働く力や<br>体温となる    | ※ごはん   | 90～100 g × 3 回 | 100～110 g × 3 回 | じゃが芋 1 個<br>150 g      |
|                  | いも類    | 40             | 50              | 砂糖 小さじ 1<br>3 g 油      |
|                  | 砂糖     | 5              | 7               | 大きじ 1<br>12 g          |
|                  | 菓子類    | 20             | 30              |                        |
|                  | 油脂     | 10             | 12              |                        |
| のえる<br>からだの調子をとと | 緑黄色野菜  | 80             | 80～100          | ほうれん草<br>1 把 200～300 g |
|                  | その他の野菜 | 120            | 120～150         | きゅうり<br>1 本 100 g      |
|                  | 海草     | 少々             | 少々              | りんご<br>1 個 240 g       |
|                  | 果物     | 100            | 100             |                        |
| からだをつくる          | 卵      | 30             | 40              | 卵 1 個 50 g             |
|                  | 肉      | 35             | 40              | 魚 1 切 80 g             |
|                  | 魚      | 35             | 40              | 豆腐 1 丁 300 g           |
|                  | 大豆製品   | 40             | 50              | 牛乳 1 本 200ml           |
|                  | 牛乳     | 300ml          | 250ml           |                        |

※ごはん 100 g (子ども茶碗 1 杯) と同じエネルギー量・食パン 8 枚切 1 枚、ゆでうどん 100 g、乾スパゲティー 40 g



# 食事発達のめやす表

| 区分  | 月年齢                     | 食事発達のめやす                                                   | 備考 ☆…調理形態<br>★…年齢別ポイント                    |
|-----|-------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|     | 4 か月                    | チュッチュッ期（舌飲み）<br>・液体を飲むことができる                               | ☆液体<br>ミルク、湯冷ましなど                         |
| 離乳食 | 開始期から初期<br>5～6 か月頃      | ゴックン期（口唇食べ）<br>・くちびるを閉じてゴックンと飲み込む                          | ☆ヨーグルト状やポタージュ程度                           |
|     | 中期<br>7～8 か月頃           | モグモグ期（舌食べ）<br>・舌と上あごでモグモグできるようになる                          | ☆豆腐くらいの固さで、舌と上あごでつぶせる程度                   |
|     | 後期<br>9～11 か月頃          | カミカミ期（歯ぐき食べ）<br>・上下2本の前歯が生えそろう時期<br>・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる | ☆弾力のあるバナナくらいの固さで、歯ぐきでつぶせる程度               |
|     | 完了期<br>12 か月～<br>18 か月頃 | パクパク期<br>・離乳の完了<br>・スプーンを持って食べようとする                        | ☆肉団子くらいの固さで、歯ぐきでかみつぶせる程度                  |
| 乳児食 | 19 か月頃～<br>2 歳          | ・スプーンやフォークを使い一人で食べられるようになる                                 | ★主食、副食、汁物が交互に食べられるように働きかけましょう             |
| 幼児食 | 3 歳                     | ・はしが少しずつ使えるようになる                                           | ★落ち着いて一定時間で食べることを習慣づけましょう                 |
|     | 4 歳                     | ・はしが使えるようになる。<br>・友達と食べる楽しさを知るようになる                        | ★食べる時の姿勢、食器の正しい扱い方を教えましょう                 |
|     | 5 歳                     | ・自分で量をコントロールすることができる<br>・マナーが身につく                          | ★食物とからだのつながりを知らせ、好き嫌いをなく食べることができるようにしましょう |

## 21 健康管理

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。

保育園の生活を通して、ご家庭と一緒に良い健康づくりをしていきましょう。

### 早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。

＜一日の睡眠時間（昼寝を含むおおよそのめやす）＞

| 年 齢 | 1歳未満   | 1～2歳    | 3～6歳    |
|-----|--------|---------|---------|
| 時 間 | 13時間以上 | 12～13時間 | 10～12時間 |

### 登園する前に

ご家庭でお子さんの体温を測定し、体調に変化がないか全身状態をチェックしましょう。



#### ＜こんな時は登園を控えましょう＞

・発熱や呼吸器症状が認められた場合

※ 解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用後 24 時間ご家庭で様子をみてください。

・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合

・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出ている場合

・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている などの場合

・ご家庭で頭部打撲などの大きな怪我をした時は、状況により登園を控えていただく場合があります。

### 清 潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。

幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。

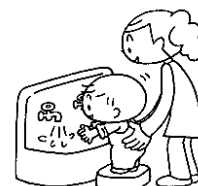
(1) 石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。

(2) 毎日入浴、洗髪をしましょう。

特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。

(3) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。

(爪の角は引っかからないように整えましょう)



## 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

SIDSとは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

- (1) 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。(医師の指導がある場合はそれに従いましょう。)
- (2) 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
- (3) 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。

※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

## 予 防 接 種

保育園など小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。予防接種で自己防衛するとともに、集団の防衛力を強化することにもなりますので、体調のいい時に積極的に受けましょう。

予防接種には、国が定期に接種を勧める「定期予防接種」と受けた人が主治医と相談して有料で受けられる「任意予防接種」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種するようにしましょう。



### ＜ こんなことに注意しましょう ＞

- (1) 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくといでしょう。
- (2) 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
- (3) 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後 30 分は接種会場で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

## 乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切な子どもの健康を守るために、適切な時期に受けるようにしましょう。また健康診査を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。

## 感 染 症

感染症にかかり治療後、登園時には感染症の内容に応じて「A 医師の意見書」または「B 保護者記入による登園届」の提出が必要です。

# A「医師の意見書」の提出が必要な感染症

※「A 医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

| 感染症名                                        | 症 状                                                                              | 潜伏期      | 感染しやすい期間                              | 登園のめやす                                                         |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 麻疹<br>〔はしか〕                                 | 発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめる。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。   | 9～14 日   | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                   | 解熱後 3 日を経過してから                                                 |
| インフルエンザ<br>A 型・B 型                          | 悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの全身症状を伴う。咳、のどの痛み、目の充血を伴うこともある。                           | 1～4日     | 症状が有る時期(発症前 24 時間から発病 3 日程度が最も感染力が強い) | 症状が始まった翌日から5日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから                           |
| 新型コロナウイルス感染症                                | 発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等                                              | 1～7日     | 発症後 5 日間                              | 発症して後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから                                |
| 風しん                                         | 発熱とともに、発しんが出て 3～4 日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。                                         | 14～21 日  | 発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい                | 発しんが消えてから                                                      |
| 水 痘<br>〔水ぼうそう〕                              | 発熱とともに発しんが水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴。                                                | 14～21 日  | 発しん出現1～2 日前からかさぶたができるまで               | すべての発しんがかさぶたになってから                                             |
| 流行性耳下腺炎<br>〔おたふくかぜ〕                         | 発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛みがある。                                                            | 14～21 日  | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                   | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから                 |
| 結 核                                         | 咳、痰、発熱が 2 週間以上続く                                                                 | 1 ヶ月以上   | 喀痰の塗抹検査が陽性の間                          | 医師により感染の恐れがなくなってから                                             |
| 咽頭結膜熱<br>〔プール熱〕<br>アデノウイルス性咽頭炎              | 急に高熱がでる。咽頭炎、目の充血がひどい。                                                            | 5～7 日    | 発熱、充血等症状が出現した数日間                      | 主な症状が消え2日経過してから                                                |
| 流行性角結膜炎<br>〔アデノウイルス8型等〕                     | 涙目、目の充血、目やにが多い(膿のような目やに)                                                         | 2～14 日   | 発症後 2 週間                              | 医師により感染の恐れがないと認められてから(結膜炎の症状が消失してから)                           |
| 百日咳                                         | 熱はほとんどなく、夜間に咳をするのが特徴。咳は一回出はじめると連続して出る。10～20 回コンコンして、最後にヒューと息を吸う。乳児では無呼吸になることがある。 | 7～14 日   | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで            | 特有の咳がなくなるまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから                      |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>〔O157、O26、O111 等ベロトキシン産生大腸菌〕 | 激しい腹痛、頻回の水様便さらに 血便。発熱は軽度                                                         | 3～8 日    | 便中に菌を排出している間                          | 症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
| 細菌性胃腸炎<br>〔サルモネラ・キャンピロバクター・ベロトキシン非産生大腸菌〕    | 激しい腹痛、頻回の水様便さらに 血便。発熱は軽度                                                         | 細菌により様々  | 便中に菌を排出している間                          | 症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから                                 |
| 急性出血性結膜炎                                    | 急性結膜炎で結膜の出血が特徴                                                                   | 1～3 日    | ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される間    | 医師により感染の恐れがないと認められてから                                          |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                                    | 発熱、頭痛、嘔吐が主症状                                                                     | 主に 4 日以内 |                                       | 医師により感染の恐れがないと認められてから                                          |

## B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

| 感染症名                              | 症 状                                                       | 潜伏期              | 感染しやすい期間                                               | 登園のめやす                                  |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 溶連菌感染症                            | 発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細かい発しんがでる。莓舌、口角炎がある。発しんのあと、皮膚がむける。        | 2～5 日            | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後                                     | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること<br>治療の継続をしていること |
| マイコプラズマ肺炎                         | 乾いた咳が徐々に湿った咳になり 次第に激しくなる。                                 | 14～21 日          | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                                  | 発熱や激しい咳が治まっていること                        |
| 手足口病                              | 発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状で始まり、手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発疹が出る。 | 3～7 日            | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                                   | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること          |
| 伝染性紅斑<br>（リンゴ病）                   | 両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹がでることもある。          | 10～14 日          | 発しん出現前の 1 週間                                           | 全身の状態が良いこと                              |
| ウイルス性胃腸炎<br>（ノロ・ロタ・腸管アデノウイルス等）    | 下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、だるくなるなど全身症状が悪くなりやすい。                    | 原因により様々<br>1～3 日 | 症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているの<br>で注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること               |
| ヘルパンギーナ                           | 急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌、食欲不振になる。                            | 3～6 日            | 急性期の数日間（便の中に 1ヶ月程度ウイルスを排泄している<br>ので注意が必要）              | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること          |
| RS ウイルス感染症<br>ヒトメタニューモウイルス<br>感染症 | 発熱、鼻汁、咳、喘鳴（ゼコゼコ）呼吸困難など。                                   | 2～8 日            | 呼吸器症状のある間                                              | 呼吸器症状がなくなり、全身の状態が良いこと                   |
| 帯状疱疹                              | 小さい水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れ、体の正中を越えない。                         | 不定               | 水疱を形成している間                                             | すべての発しんがかさぶたになっていること                    |
| 突発性発しん                            | 突然高熱が 2～3 日続く。解熱後、細かい発しんが出て、2～3 日で消える。                    | 約 10 日           | 発熱している間                                                | 解熱後 1 日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと            |
| 伝染性膿痂疹<br>（とびひ）                   | 虫さされ、湿しんなどをかきこわし細菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆみが強い。                   | 2～10 日           | 水をもった発しんがある間（効果的な治療開始後 24 時間）                          | 治療を開始後、発しんが乾燥しているか、おおえる程度のものであること       |
| アタマジラミ                            | 多くが無症状であるが、頭をかゆがる<br>ことがある。                               | 10～14 日          | 発症から数日間                                                | 駆除を開始していること                             |
| 上記以外の感染症                          |                                                           |                  |                                                        |                                         |

- 感染症にかかった時は施設内での流行を防止するため、登園のめやすを守り、健康状態が十分に回復してから登園して下さい。
- 感染拡大を防止する観点から、嘔吐物・便・尿・血液等の体液で汚れた衣類等は、施設内で洗浄せずにビニール袋で密封してお返しします。
- 家庭内で感染症が発生した場合は、必ず園にお知らせ下さい。
- みなと保健所から感染拡大を防止するための指示が出ている場合は、そちらの指示に従って下さい。 ※提出書類は港区ホームページからダウンロードできます。

子ども・家庭・教育＞子ども・家庭＞子育て支援施設＞保育園＞申請書ダウンロード＞令和 5 年度＞入園時、入園後の提出書類＞ 4 その他

## A 医師の意見書

|                                    |                            |          |
|------------------------------------|----------------------------|----------|
| (あて先)                              |                            |          |
|                                    | 保育園長                       | 園児名      |
|                                    | 病 名                        |          |
| 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので<br>断します。 | 年    月    日<br>年    月    日 | から登園可能と判 |
|                                    | 医療機関                       |          |
|                                    | 医師名                        | 印又はサイン   |

保育園受取      年    月    日      印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を考慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご判断くださいますようお願いいたします。感染症が回復し登園できる日が決定した段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

| 感染症名                                              | 感染しやすい期間                                     | 登園のめやす                                                                               |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 麻疹（はしか）                                           | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで                      | 解熱後 3 日を経過してから                                                                       |
| インフルエンザ<br>A 型・B 型                                | 症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日<br>程度までが最も感染力が強い） | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3<br>日を経過してから                                                  |
| 新型コロナウイルス感染症                                      | 発症後 5 日間                                     | 発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快し<br>た後 1 日を経過してから<br>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0<br>日目として、5 日を経過してから |
| 風しん                                               | 発しん出現の前の 7 日から後 7 日間くらい                      | 発しんがきえてから                                                                            |
| 水痘（水ぼうそう）                                         | 発しんがでる 1～2 日前からかさぶたができるま<br>で                | すべての発しんがかさぶたになってから                                                                   |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ）                               | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                          | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してか<br>ら 5 日を経過するまで、かつ全身状態が<br>良好になってから                             |
| 結核                                                | 喀痰の塗抹検査が陽性の間                                 | 医師により感染の恐れがないと認められて<br>から                                                            |
| 咽頭結膜熱（プール熱）<br>アデノウイルス性咽頭炎                        | 発熱、眼の充血等症状が出現した数日間                           | 主な症状が消え 2 日経過してから                                                                    |
| 流行性角結膜炎<br>（アデノウイルス 8 型等）                         | 眼の充血、目やに等症状が出現した数日間                          | 感染力が非常に強いため、症状が消失してか<br>ら                                                            |
| 百日咳                                               | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過<br>するまで             | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正<br>な抗菌性物質製剤による治療を終了してから                                        |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>（0157, 026, 0111 等<br>ベロトキシン産生大腸菌） | 便中に菌を排泄している間                                 | 症状がおさまリ、かつ、抗菌薬による治療が<br>終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便に<br>よって、いずれも菌陰性が確認されてから               |
| 細菌性胃腸炎（サルモネラ・<br>カンピロバクター・ベロ<br>トキシン非産生大腸菌）       | 便中に菌を排泄している間                                 | 症状がないか、下痢などの症状がおさまリ全<br>身の状態が安定してから                                                  |
| 急性出血性結膜炎                                          | ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間<br>～数ヶ月排出される        | 医師により感染の恐れがないと認められて<br>から                                                            |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                                          |                                              | 医師により感染の恐れがないと認められて<br>から                                                            |
| 上記以外の感染症                                          |                                              |                                                                                      |

港区子ども家庭支援部 保育課 令和 5 年 11 月改正

## B 保護者記入による登園届

|                                  |       |        |
|----------------------------------|-------|--------|
| (あて先)                            | 保育園長  | 園児名    |
|                                  |       |        |
| 年 月 日 に                          | 医療機関名 | において   |
|                                  |       |        |
| 病 名                              |       |        |
|                                  |       |        |
| と診断されました。                        |       |        |
| 病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。 |       |        |
|                                  |       |        |
| 年 月                              |       |        |
|                                  |       |        |
| 保護者名                             |       | 印又はサイン |
|                                  |       |        |

保育園受取 年 月 日 印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

| 感染症名                         | 感染しやすい期間                                         | 登園のめやす                                                                 |
|------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 溶連菌感染症                       | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                            | 全身の状態が良く抗菌薬内服後24～48時間経過していること                                          |
| マイコプラズマ肺炎                    | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                            | 発熱や激しい咳がおさまっていること                                                      |
| 手足口病                         | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後                              | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                                         |
| 伝染性紅斑（リンゴ病）                  | 発しん出現前の1週間                                       | 全身の状態が良いこと                                                             |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・腸管アデノウイルス等）   | 症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること                                             |
| ヘルパンギーナ                      | 発しん前急性期の数日間                                      | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                                         |
| RSウイルス感染症<br>ヒトメタニューモウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間                                        | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと                                                   |
| 帯状疱疹                         | 水疱を形成している間                                       | すべての発しんがかさぶたになっていること                                                   |
| 突発性発しん                       | 発熱している間                                          | 解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと                                             |
| 伝染性膿痂疹（とびひ）                  | 乾燥していない発しんがある間                                   | 治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること（かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる） |
| アタマジラミ                       | 発症から数日間                                          | 駆除を開始していること                                                            |
| 上記以外の感染症                     |                                                  |                                                                        |

港区子ども家庭支援部 保育課 令和5年11月改正

## 保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

### 出席停止の日数の数え方について

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。

発症した日（発熱等が始まった日）は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日目までの3日間をお休みします。

※発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。

熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

| 原則として5日間は登園不可    |                                                                                           |                                                                                           |                                                                                           |                                                                                           |                                                                                           |            |            |            |     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|-----|
|                  | 発症当日                                                                                      | 1日目                                                                                       | 2日目                                                                                       | 3日目                                                                                       | 4日目                                                                                       | 5日目        | 6日目        | 7日目        | 8日目 |
| 〈例1〉<br>発熱2日目に解熱 | <br>発熱 | <br>発熱 | <br>解熱 | 解熱後<br>1日目                                                                                | 解熱後<br>2日目                                                                                | 解熱後<br>3日目 | 登園可能       |            |     |
| 〈例2〉<br>発熱4日目に解熱 | <br>発熱 | <br>発熱 | <br>発熱 | <br>発熱 | <br>解熱 | 解熱後<br>1日目 | 解熱後<br>2日目 | 解熱後<br>3日目 |     |

### <保護者記入欄>

以下のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過したため、登園可能であることを報告いたします。

|    | 発症当日   | 1日目    | 2日目    | 3日目    | 4日目    | 5日目    | 6日目    | 7日目    | 8日目    |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日付 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 | 月<br>日 |
| 体温 | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      |

※体温は、その日の最高体温をご記入ください。

港区子ども家庭支援部 保育課

## 保育園での与薬(薬を飲ませること)について

港区では保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。以下の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

### 薬に対する基本的な考え方

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。

主治医からお子様に処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪などで受診し、登園が可能とされたものの、内服薬や皮膚貼付薬(皮膚に貼って皮膚から吸収させるタイプの薬)が処方されたときは、以下のことについて必ず医師にご相談ください。

- 1 お子様の保育時間や保育園では原則として薬を預かってもらえないことを医師に話し、家庭で服薬できる処方にしていただく。
- 2 皮膚貼付薬は、保育中に剥がれ、誤飲事故につながる可能性があります。登園前に剥がしてもよいか、あるいは内服に切り替えることはできないか。

保育時間内に薬を使用しなければ、健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合においてのみ、保護者から依頼を受け、保育園職員が与薬を行います。

#### 〈 与薬できる薬について 〉

- 1 長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬
- 2 以下のいずれかに該当する場合
  - ① 心臓・腎臓などの慢性疾患
  - ② けいれん性疾患、アレルギー性疾患
  - ③ 慢性皮膚疾患などの軟膏類
  - ④ その他医師が必要と認めたもの

### 保育園で薬をお預かりするときの注意事項

- 1 保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限りです。  
薬の内容が変更されたときは再提出をしてください。
- 2 「薬剤情報提供書」を添付してください。
- 3 主治医の処方した薬に限ります。市販薬は対応いたしません。
- 4 薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。  
また、必ず保育園職員に直接手渡しで預けてください。

ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

## 22 利用者に対する保険・保障について

港区白金三丁目保育室では、在園する児童の不慮の災害に備えて、損保保険ジャパン日本興亜株式会社と災害共済給付契約を結んでいます。

### 一般社団法人日本こども育成協議会総合保障制度「災害共済給付制度」について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社の共済給付は、園児の保育室管理下における急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。(保育室の責任の有無は問いません)

また、園児の通園・帰宅途上や保育室の敷地以外(近隣公園等)およびその往復途上で被った事故についても補償します。

白金三丁目保育室では、全保育園児が加入し共済掛金については全額、運営会社(アソシエ・インターナショナル)が負担します。

#### 園児のための傷害事故補償

|         |   |         |
|---------|---|---------|
| 死亡・後遺障害 | ／ | 100 万円  |
| 入院保険金日額 | ／ | 1,500 円 |
| 通院保険日額  | ／ | 1,000 円 |



## 23 緊 急 時 ・ 非 常 災 害 対 応

### 1. 「緊急時対応」について

子どもの様子が急に変わったり、怪我や事故などの緊急事態が起こったりした時には前もって提出する「勤務状況届及び園児引き取り者名簿」を基に、保護者が決める緊急連絡先や病院に、すぐに連絡をします。また、連絡がつかない時や緊急の時には園の判断で救急（119 番）へ連絡をします。

\* 搬送先の病院では、診察を受ける時に、選定療養費・時間外選定療養費を支払うことがあります。金額は病院で違います。ご理解、ご了承ください。

#### (1) 「緊急メール配信サービス」について

港区では災害時や緊急時、園内の行事などで急な連絡の必要がある時に、前もって登録した保護者のメールアドレスに、区か保育園から安否情報や緊急情報を配信します。その時、登録者に「迎えの可否」などを確かめるアンケートを実施しますので回答してください。（一斉配信なので、園児一人ひとりの安否情報などの提供はしません）

◇配信する情報

- ・地震等の災害発生：引き取り確認、避難情報など
- ・臨時休園などの情報：大型台風などによる臨時休園や再開情報など
- ・不審者の出没：注意喚起などのお知らせ
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などのお知らせ
- ・行事の実施連絡：運動会の中止や変更などのお知らせ

◇登録方法：：園の ID 番号が必要です。別紙を参照し登録してください。

◇訓練：1 年に 1,2 回、保育園からの発信で配信訓練をしています。

#### (2) 防犯対策について

◇不審者訓練 1 年に 1,2 回 警察と一緒に不審者対応訓練をしています。

◇学校 110 番の設置および通報訓練

#### (3) 「災害用伝言ダイヤル」について（NTT 東日本）

大災害が起こった時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル 171 も使用します。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生をしてください。

|                        |
|------------------------|
| 保育園の電話番号は 03-6455-7171 |
|------------------------|

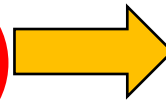
#### (4)「インターネット伝言板」について

インターネット上の「緊急連絡用伝言板」に各施設の情報を掲載いたします。(返信不可)  
携帯電話やスマートフォンからアクセスできます。

<https://associe-international.co.jp/dengon/index.cgi>

※この URL を予めブックマーク登録しておくとう便利です。

※アソシエ・インターナショナルのホームページからもリンクしています。



こちらを  
クリック

アソシエ・インターナショナルの総合 TOP  
ページ右上にボタンがあります。

## 2.「災害対策対応」について

港区は、保育園など子どもが多数滞在する児童施設で「児童施設災害時行動マニュアル」を作りました。児童施設の特徴を考えて、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡、子どもを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性などについての行動要領をまとめています。さらに、施設特徴（児童施設の種類など）、地理的特徴（海拔・立地条件）、地域特徴（住宅・商業地域、周辺道路・建物状況）などの違いも考えて、施設によって「個別施設編」を作っています。保育園では、定期的に災害などを想定した訓練をし、防災意識を高めるとともに、子どもの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

#### (1) 訓練（地震・火災・津波・複合型など）について

◇毎月1回、園児と一緒に避難訓練をしています。

◇1年に1回は、保護者と一緒に引取り者訓練をしています。その他、訓練の時には是非ご参加ください

#### (2) 避難について

◇地域集合場所・広域避難場所を確認しておいてください。

- ・地域集合場所：隣近所の安否確認や応急手当を行ったり、広域避難場所へ避難するために一時的に集まる場所で、町会・自治会等の単位で定められています。
- ・広域避難場所：震災時、火災の延焼による危険から身を守るために、一時的に避難する場所です。避難後、保育室に被害が無ければ保育室に戻ります。

◇避難先は、「児童施設災害時等緊急メール配信システム」及び園舎入り口への掲示などでお知らせします。

#### (3) 園児の引き渡しについて

◇園児は、直接保護者への引き渡しを基本とします。

◇保護者が来られない場合は、「勤務状況届及び園児引き取り者名簿」の代理人を確かめて引き渡します。

◇必ずクラス担任に確かめてからお引き取りください。職員に無断で子どもを連れ帰らないでください。

#### (4) 引き渡し場所

◇保育園で可能な限り引き渡します。

◇防災機関からの避難命令か、園が被害を受けた時には、地域集合または広域避難場所で行き渡します。

◇避難移動中は、子どもの引渡しはしません。しかし、保護者に理由がある時は、誘導責任者に申し出てください。

### 3. 港区白金三丁目保育室の避難場所

1 地域集合場所・・・白金の丘学園白金の丘小学校・中学校

2 広域避難場所・・・自然教育園・聖心女子学院一帯

地図



保護者の皆様

港区各総合支所管理課長  
港区子ども家庭支援部保育課長

## 大型台風接近等に伴う保育園の休園等の考え方について

区では、大型台風の接近やそれに伴う公共交通機関の計画運休などに備えた区有施設の臨時休園や運営再開の基本的な考え方を定めました。

保育園においても、この基本的な考え方に基づき、休園や運営の再開の判断を行うこととなりますので、あらかじめお知らせいたします。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 臨時休園等を決定する時期

大型台風接近等による臨時休園等を行う場合は、遅くとも前日午後3時までに決定し、園から緊急配信メール(未登録者には個別電話連絡)によりお知らせいたします。※出来るだけ早くお知らせするよう努めます。

### 2 臨時休園や運営再開の基準

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により、登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせることとします。

※詳細は、裏面の「臨時休園及び運営再開の基準」をご覧ください。

### 3 給食の対応

#### (1) 気象状況悪化または公共交通機関の運休のため閉園する場合

気象状況悪化または公共交通機関の運休による閉園が正午より前の場合、給食の提供は行いません。

#### (2) 気象状況回復または公共交通機関の運行再開にあわせて開園時刻を遅らせる場合

給食(昼食)の提供は行いません。登園時刻が正午以降の場合、自宅で昼食をとってください。登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持参してください(自宅で昼食をとっていただいても結構です)。

おやつ、延長保育の補食または夕食については提供を行います。

(裏面あり)

## 臨時休園及び運営再開の基準等

| 基準           |   |                                              | 施設の対応                                                                                                                                               |
|--------------|---|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 休園する場合       | 1 | 前日から当日正午までの間に気象状況が悪化、または当日午前から計画運休実施         | 全日休園                                                                                                                                                |
|              | 2 | 当日正午以降に気象状況が悪化、または当日正午以降に計画運休実施              | 気象状況悪化または公共交通機関の計画運休の2時間前に閉園<br>※気象状況悪化または公共交通機関の計画運休による閉園が正午より前の場合、給食の提供は行いません。                                                                    |
|              | 3 | 当日正午以降に気象状況が回復もしくは終日回復しない、または当日正午時点で交通機関が運休  | 全日休園                                                                                                                                                |
| 運営再開（開園）する場合 | 1 | 当日午前6時までに気象状況が回復、または当日午前6時から交通機関が通常運行        | 通常開園                                                                                                                                                |
|              | 2 | 当日午前6時から正午までの間に気象状況が回復、または当日正午までに公共交通機関が運行開始 | 気象状況回復または公共交通機関の運行再開の2時間後を目途に開園<br>※昼食は提供しません。登園時刻が正午以降の場合、自宅で昼食をとってください。登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持参してください。（自宅で昼食をとっていただいても結構です。）おやつ、延長保育の補食または夕食の提供は行います。 |

※上記「休園する場合2」及び「開園（運営再開）する場合2」のイメージ

| 事例                              |    | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 給食                                                     |
|---------------------------------|----|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------|
| 当日の正午以降に、気象状況悪化または計画運休により閉園する場合 | 例1 |      |      |       |       |       |       |       |       |       | 提供なし                                                   |
|                                 | 例2 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |                                                        |
| 当日の正午までに、気象状況回復または運行再開により開園する場合 | 例1 |      |      |       |       |       |       |       |       |       | 昼食なし<br>12時までに登園<br>→弁当持参※自宅で昼食可<br>12時以降に登園<br>→自宅で昼食 |
|                                 | 例2 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |                                                        |

## 24 委託会社の概要

### 【会社概要】

- ◆ 受託事業者 株式会社 アソシエ・インターナショナル
- ◆ 代表者 代表取締役 須郷 達也
- ◆ 本社事務局 〒153-0063 東京都目黒区目黒 3-11-3 3F  
TEL:03-3711-3900 FAX:03-3711-3901
- ◆ 設立年月日 1991年4月2日
- ◆ 事業目的 日本の将来を担う子ども達の健全な成長を支えるため環境の整備に努め子ども達の心身の育成のための保育を実践いたします。また、保護者との密接な信頼関係を保ち、地域の次世代育成に積極的に貢献します。

### 事業展開

#### 保育園

##### 目黒区

- ・認可保育所「アソシエ柿の木坂マミー保育園」
- ・認可保育所「アソシエ柿の木坂保育園」
- ・認可保育所「アソシエ目黒おおとり保育園」
- ・認可保育所「アソシエ下目黒保育園」
- ・認可保育所「アソシエ大橋保育園」
- ・認可保育所「アソシエ学芸大学南保育園」
- ・認可保育所「アソシエ不動保育園」
- ・認可保育所「アソシエ八雲ママン保育園」
- ・認可保育所「アソシエ学芸大学東保育園」
- ・認可保育所「アソシエ都立大学保育園」
- ・認可保育所「アソシエ祐天寺西保育園」
- ・認可保育所「アソシエ油面公園保育園」
- ・認可保育所「アソシエ自由が丘保育園」

##### 千代田区

- ・事業所内認可保育室「アソシエナーサリー霞が関」

##### 品川区

- ・認可保育所「アソシエ旗の台保育園」
- ・認可保育所「東大井公園保育園」

##### 江東区

- ・認可保育所「アソシエ住吉扇橋保育園」

##### 渋谷区

- ・認可保育所「アソシエ神宮北参道保育園」

##### 横浜市

- ・認可保育所「アソシエふれあいの丘保育園」

##### 港区

- ・港区保育室「青南保育室」
- ・港区保育室「第二青南保育室」
- ・港区保育室「白金三丁目保育室」
- ・港区指定管理園「神応保育園」

#### 一時預かり・子育て広場

##### 港区

- ・あっぱい麻布
- ・あっぱい新橋
- ・あっぱい西麻布
- ・あっぱい赤坂・みなと保育サポート

#### 学童クラブ・児童館

- ・宮前小学校内学童保育クラブ
- ・不動児童館学童保育クラブ
- ・宮前小ランランひろば
- ・不動小ランランひろば
- ・大岡山小ランランひろば
- ・子どもふれあいルーム
- ・不動児童館
- ・すまいるスクール京陽
- ・すまいるスクール小山
- ・すまいるスクール上神明
- ・すまいるスクール立会
- ・すまいるスクール鮫浜
- ・すまいるスクール源氏前

##### アソシエ・アカデミー

- ・アソシエ・アカデミー都立大学

#### 直営子育て支援事業

- ・アソシエおおはしベビーラボ
- ・アソシエとりつだいベビーラボ
- ・アソシエアカデミープラス都立大学
- ・明光キッズ池尻大橋 Ai

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区